

○石垣市自然環境保全条例施行規則

平成19年3月30日

規則第13号

改正 平成19年5月30日規則第20号

平成23年3月30日規則第9号

平成25年3月27日規則第5号

平成27年4月17日規則第13号

平成27年10月30日規則第23号

平成30年11月28日規則第28号

令和2年1月14日規則第4号

令和3年3月16日規則第14号

石垣市自然環境保全条例施行規則(平成4年石垣市規則第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 開発行為等の手続(第2条―第7条)

第3章 開発行為等に対する指導(第8条―第22条)

第4章 審議会(第23条―第27条)

第5章 希少野生動植物保全種及び希少野生動植物種保護地区の指定(第28条・第29条)

第6章 雑則(第30条―第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、石垣市自然環境保全条例(平成19年石垣市条例第9号。以下「条例」という。)第38条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

第2章 開発行為等の手続

(普通地域における開発行為の届出)

第2条 条例第16条の規定による届出は、行為(変更)届出書(様式第1号)を市長に提出して行うものとする。

(平19規則20・一部改正)

(特別地区における開発行為の許可申請)

第3条 条例第20条の規定による許可申請(以下「申請」という。)は、行為許可申請書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。

(添付図書)

第4条 第2条の規定による届出は、別表第1図書の種類の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

2 第3条の規定による申請には、別表第2図書の種類の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 届出又は申請に際しては、前2項に掲げる図書の他市長が特に必要と認める図書については添付しなければならない。

(市民同意を得るべき市民及び市民団体)

第5条 条例第31条の規則で定める市民及び市民団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地所有者等関係権利者
- (2) 開発行為の場所近隣の自治組織
- (3) その他市長が開発行為により著しく影響を受けると認める者

(市民同意の確認)

第6条 市長は、第2条の規定による届出又は第3条の規定による申請を受理する場合は、前条各号に掲げる市民及び市民団体の同意の有無を確認し、書類不備の場合は、同意取り付け協議録等を添付しなければならない。

2 前項の同意の有無の確認は、次に掲げる書類によって行うものとする。

- (1) 土地所有者等関係権利者同意書(様式第3号の1)
- (2) 自治組織等同意書(様式第3号の2)
- (3) 利害関係者同意書(様式第3号の3)

(平25規則5・一部改正)

(適用除外)

第7条 条例第17条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
- (5) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- (6) 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- (7) その他市長が必要と認める法人

(平19規則20・平25規則5・平30規則28・一部改正)

第3章 開発行為等に対する指導

(同意の基準)

第8条 市長は、第2条に規定する届出を受理した場合において、当該届出に係る開発行為が次に掲げる基準に適合するときは同意するものとする。

- (1) 開発行為に伴う赤土等の流出によって河川及び海岸が汚染されないよう適切に措置されていること。
- (2) 開発を行うに当たっては、生物の多様性の確保に配慮されていること。
- (3) 開発区域において将来想定される需要に応じられる量の用水の確保の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造及び規模又は能力で適切に配置されるように措置されていること。
- (4) 開発区域において将来想定される需要に応じられる量の汚水処理について、適切な処理がなされていること。
- (5) 排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺地域に溢水、汚水等による被害が生じないような構造及び規模又は能力で適切に配置されるように措置されていること。
- (6) 可能な限り残地森林面積を確保し、芝等緑地の維持管理に農薬を使用する場合は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)その他関連する法令等を遵守すること。
- (7) 開発区域内の道路、広場その他の公共施設又は公益的施設が災害の防止、通行の安全その他良好な自然環境の保全に支障のないような構造及び規模又は能力で適切に配置されるように措置されていること。
- (8) 開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が当該開発行為の目的及び規模に照らして災害の防止、通行の安全その他良好な自然環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適切に配置されるように措置されていること。
- (9) がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁の設置等について措置されていること。

(平30規則28・令3規則14・一部改正)

(同意の決定)

第9条 市長は、第2条の規定による届出があったときは、遅滞なく同意又は不同意を決定し、申請者に通知するものとする。

(開発審査組織)

第10条 市長は、前条の規定による同意の決定を行うときは、別に定める開発審査組織の意見を求めなければならない。

(開発協定)

第11条 条例第19条の規定による開発協定は、次に掲げる事項を主たる内容とするものとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 生物の多様性確保に関する事項
- (3) 公害及び災害の防止のための措置に関する事項
- (4) 給水、排水施設等の設備及び管理に関する事項
- (5) 森林の確保及び緑地の管理に関する事項
- (6) 文化財の保護に関する事項
- (7) 開発行為を行う土地の利用目的及び処分に関する事項
- (8) 公共施設、公益的施設の整備及び管理に関する事項
- (9) 開発協定の履行の保障及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (10) その他良好な自然環境の保全に関し、市長が必要と認める事項

2 事業者は、誠意をもって前項の開発協定を締結し、その履行に努めなければならない。

3 前2項に定める開発協定を要しないと認めるときは、市長はこれを省略することができる。

(許可の基準)

第12条 市長は、第3条に規定する申請を受理した場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに適合するときは、許可をすることができる。

- (1) 新築、改築又は増築しようとする建築物その他工作物の規模及び形態が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 土地の造成、開墾その他土地の区画形質の変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (3) 専ら飲用水等の生活用水確保のための小規模な取水であること。
- (4) 木竹を伐採する場合 当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (5) 新たな産業の創出及び地場産業の振興を目的とした鉱物の採掘又は土砂の採取であること。
- (6) 公共の利益に資する広告物であること。
- (7) 水面を埋め立て、又は干拓する場合 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(許可の決定)

第13条 市長は、第3条に規定する申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可を決定し、申請者に通知するものとする。

(立入検査)

第14条 条例第33条第1項に規定する立入検査は、あらかじめ当該事業者及び当該関係人に通知したうえで行うものとし、その権限は、犯罪捜査の為に認められたものと解してはならない。

2 同条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)による。

(同意及び許可の表示)

第15条 条例第18条の規定による同意又は条例第23条第1項の規定による許可を受けた者は、当該開発行為の工事現場の見やすい場所に開発行為同意許可済標識(様式第5号)を表示しなければならない。

2 条例第18条第3項の規定による同意の取消し、又は条例第23条第4項の規定による許可の取消しを受けた者は、前項に規定した表示を直ちに撤去しなければならない。

(地位の承継)

第16条 条例第18条の規定による同意又は条例第23条第1項の規定による許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該同意又は許可の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該同意若しくは許可の全部を承継した法人は、当該同意又は許可を受けた者の当該同意又は許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により、同意及び許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継のあった日から15日以内に地位承継届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(同意及び許可事項の変更申請)

第17条 条例第18条の規定による同意及び条例第23条第1項の規定による許可を受けた者が、土地利用等当該事業計画を変更しようとするときは、変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、再度同意及び許可を得なければならない。

2 前条第1項の規定により地位の承継を受けた者が、土地利用等当該事業計画を変更しようとするときは、前項の規定による。

3 市長は、前2項に規定する変更申請が施工の位置又は施工の規模、構造等に係る変更があるときは、事業者に変更の内容を明らかにした図面、書類等の提出を求めることができる。

(工事の届出)

第18条 条例第18条の規定による同意を受けた者は、当該開発行為に関する工事を着手若しくは完了又は中止若しくは再開しようとするときは、工事届出書(様式第8号)を市長に提出して行わなければならない。

(開発行為の廃止の届出)

第19条 条例第18条の規定による同意を受けた者は、当該開発行為に関する工事を廃止しよう

とするときは、開発行為廃止届出書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

(保全種捕獲又は採取の届出)

第20条 条例第28条の規定による届出は、保全種捕獲・採取届出書(様式第10号)を市長に提出して行うものとする。

(承認書等の携帯)

第21条 前条の規定による届出により、市長の承認を受けた者は、当該行為に際して常に保全種捕獲・採取承認書(様式第11号)を携帯しなければならない。

(原状回復の報告)

第22条 条例第34条第3項に規定する報告は、原状回復等報告書(様式第12号)による。

第4章 審議会

(審議会の組織)

第23条 条例第6条に規定する審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関及び団体の職員

(3) 市職員

2 前項第1号を除く委員は、委員の根拠となった職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会員は、委員の中から会長が指名する。

- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会員の互選によりこれを選出する。
- 4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代理する。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民保健部環境課において処理する。

(平23規則9・一部改正)

第5章 希少野生動植物保全種及び希少野生動植物種保護地区の指定

(平27規則13・追加)

(希少野生動植物保全種の指定)

第28条 条例第26条に規定する保全種は、別表第3に掲げる種とする。

- 2 市長は、前項にて定めた種以外のもので、保全のため今後注視し、保全啓発の対象とする種を要注意種として指定することができる。
- 3 前項に規定する要注意種は、別表第3に掲げる種とする。

(平27規則13・追加)

(希少野生動植物種保護地区の指定)

第29条 条例第26条に規定する保護地区は、別図第1に示す範囲とする。

(平27規則13・追加)

第6章 雑則

(平27規則13・旧第5章繰下)

(土地等の買取りの希望の申出)

第30条 条例第37条に規定する土地等の買取りの希望の申出は、土地等買取希望申出書(様式第13号)を市長に提出して行うものとする。

(平27規則13・旧第28条繰下)

(開発行為等の準用)

第31条 この規則中、条例第2条第1項第2号で定める開発行為に関する規定は、同項第3号で定める開発行為等について準用する。この場合において、「開発行為」とあるのは「開発行為等」と、「開発区域」とあるのは「開発行為等の区域」と読み替えるものとする。

(平27規則23・追加)

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平27規則13・旧第29条繰下、平27規則23・旧第31条繰下)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第20号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第13号)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第23号)

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 事業説明書		(1) 事業の目的・基本方針 (2) 土地の現況(地目、面積、割合、開発行為の妨げとなる建築物等) (3) 土地利用計画(利用目的別用地面積及び割合) (4) 公共施設設置計画(道路・公園・緑地・排水施設計画) (5) ゴミ処理計画 (6) 消防施設計画 (7) 赤土流出防止計画
2 位置図	1/10,000	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、集落、公共施設等の位置及び名称

3 土地の登記簿謄本		(1) 土地の所在、地番、地目及び地積 (2) 土地に係る権利の内容及び権利者
4 地積図	1／1,000以上	開発区域及びその周辺の地番、里道及び水路並びに開発区域の境界
5 現況図	1／2,500以上	(1) 方位 (2) 開発行為の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 開発区域及びその周辺の公共施設の位置 (5) 現況森林の存する部分及びその樹種
6 現況写真	カラー	開発区域及びその周辺(近景、遠景及び周辺の主要眺望点)
7 土地利用計画図	1／1,000以上	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物、特定工作物等の敷地の形状及び規模 (3) 敷地に係る予定建築物、特定工作物等の用途及び配置 (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積 (6) 凡例
8 造成計画平面図	1／1,000以上	(1) 開発区域の境界 (2) 切土又は盛土をする土地の部分 (3) がけ又は擁壁の位置 (4) 道路の位置、形状、幅員及び勾配
9 造成計画断面図		(1) 切土又は盛土する前後の地盤面
10 排水施設計画平面図		(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
11 給水施設計画平面図		(1) 給水施設の位置、形状、内のり寸法、取水方法並びに消火栓の位置
12 がけの断面図		(1) がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護方法

13 擁壁の断面図	1／50	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種類及び寸法 (3) 裏込コンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 擁壁を設置する前後の地盤面 (6) 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
14 予定建築物特定 工作物の設計図	1／50	(1) 平面図 (2) 立面図 (3) 断面図

8造成計画平面図、9造成計画断面図、10排水施設計画平面図、11給水施設計画平面図、12がけの断面図、13擁壁の断面図、14予定建築物特定工作物の設計図は、必要に応じて提出すること。

10排水施設計画平面図、11給水施設計画平面図は、予定建築物が住宅の場合は必要なし。

別表第2(第4条関係)

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 事業説明書		(1) 事業の目的・基本方針 (2) 土地の現況(地目、面積、割合、開発行為の妨げとなる建築物等) (3) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築計画(該当の場合) (4) 土地の形質変更計画(該当の場合) (5) 河川等の水位又は水量変更計画(該当の場合) (6) 木竹の伐採等に関する計画(該当の場合) (7) 鉱物を掘採又は土石の採取計画(該当の場合) (8) 広告物掲示計画(該当の場合) (9) 埋め立て、又は干拓計画(該当の場合)
2 位置図	1／10,000	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、集落、公共施設等の位置及び名称
3 土地の登記簿謄		(1) 土地の所在、地番、地目及び地積

本		(2) 土地に係る権利の内容及び権利者
4 地積図	1/1,000以上	開発区域及びその周辺の地番、里道及び水路並びに開発区域の境界
5 現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 開発行為の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 開発区域及びその周辺の公共施設の位置 (5) 現況森林の存する部分及びその樹種
6 現況写真	カラー	開発区域及びその周辺(近景、遠景及び周辺の主要眺望点)
7 土地利用計画図	1/1,000以上	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物、特定工作物等の敷地の形状及び規模 (3) 敷地に係る予定建築物、特定工作物等の用途及び配置 (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積 (6) 凡例
8 造成計画平面図	1/1,000以上	(1) 開発区域の境界 (2) 切土又は盛土をする土地の部分 (3) がけ又は擁壁の位置 (4) 道路の位置、形状、幅員及び勾配
9 造成計画断面図		(1) 切土又は盛土する前後の地盤面
10 排水施設計画平面図		(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
11 給水施設計画平面図		(1) 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置
12 がけの断面図		(1) がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護方法
13 擁壁の断面図	1/50	(1) 擁壁の寸法及び勾配

		(2) 擁壁の材料の種類及び寸法 (3) 裏込コンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 擁壁を設置する前後の地盤面 (6) 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法
14 予定建築物特定 工作物の設計図	1/50	(1) 平面図 (2) 立面図 (3) 断面図

8造成計画平面図、9造成計画断面図、10排水施設計画平面図、11給水施設計画平面図、12がけの断面図、13擁壁の断面図、14予定建築物特定工作物の設計図は、必要に応じて提出すること。

10排水施設計画平面図、11給水施設計画平面図は、予定建築物が住宅の場合は必要なし。
別表第3(第28条関係)

(平27規則13・追加)

	希少野生動植物保全種				
	保全種(和名)		要注意種(和名)		
爬虫類	ヤエヤマイシガメ	サキシマカナヘビ	ヤエヤマヒバァ		
	ヤエヤマセマルハコガメ	ヤエヤマタカチホヘビ			
	キシノウエトカゲ	イワサキワモンベニヘビ			
両生類	ヤエヤマハラブチガエル		オオハナサキガエル		
	コガタハナサキガエル				
昆虫類	サキシマヤマトンボ	イリオモテボタル	タガメ		

	イシガキニイニ イ	オモトウスアヤ カミキリ	ヒメフチトリゲ ンゴロウ		
	イシガキヒグラ シ	イシガキトゲウ スバカミキリ	ヒメアギトアリ		
	チャイロマルバ ネクワガタ	ベニボシカミキ リ	ヨナグニサン		
	ヤエヤママルバ ネクワガタ	アサヒナキマダ ラセセリ			
	ヤエヤマノコギ リクワガタ	コノハチョウ			
植物	ボウカズラ	シコウラン	ナンカクラン	ミヤコジマツル マメ	スズメノハコベ
	アシガタシダ	レンギョウエビ ネ	ヨウラクヒバ	シタン	ヒキヨモギ
	ワラビツナギ	ツルラン	オニトウゲシバ	イソフジ	イヌノフグリ
	ムラサキベニシ ダ	トクサラン	イヌカタヒバ	オオバフジボグ サ	ハマクワガタ
	ツルキジノオ	バイケイラン	イワヒバ	コチョウインゲ ン	マツムラソウ
	ナガバウスバシ ダ	タカオオオスズ ムシラン	ミヤコジマハナ ワラビ	タチバナ	ミカワタヌキモ
	シマタキミシダ	ジョウロウラン	コブラン	ハナシンボウギ	ハマジンチョウ
	カザリシダ	リュウキュウセ ッコク	ホウライハナワ ラビ	ヒレザンショウ	ヤエヤマアオキ
	シマムカデシダ	イモネヤガラ	カンザシワラビ	ササキカズラ	ヒジハリノキ
	インドヒモカズ ラ	タカツルラン	サキシマホラゴ ケ	ミズハコベ	ヒメスイカズラ
	テングノハナ	カシノキラン	マツバコケシダ	オキナワツゲ	イシガキカラス ウリ
	テンノウメ	コンジキヤガラ	シノブホラゴケ	リュウキュウツ	イズハハコ

			ルマサキ	
ガクタヌキマメ	ハルザキヤツシ ロラン	ヒメチヂレコケ シノブ	ハリツルマサキ	モクビャクコウ
ヤエヤマタヌキ マメ	トサカメオトラ ン	マメゴケシダ	クサミズキ	オナモミ
タデハギ	ナンバンキンギ ンソウ	タカサゴキジノ オ	ヤエヤマハマナ ツメ	イトモ
タシロマメ	カゴメラン	ミミモチシダ	ヤエヤマネコノ チチ	カワツルモ
ホソバフジボグ サ	シマシュスラン	イヌイノモトソ ウ	ナガバコバンモ チ	トリゲモ
シンチクヒメハ ギ	ダイサギソウ	コウシュンシダ	アツバウオトリ ギ	ウリカワ
エノキフジ	テツオサギソウ	オオイシカグマ	ハテルマカズラ	マルミスブタ
イシガキスミレ	オオカゲロウラ ン	カワリバアマク サシダ	コバノクスドイ ゲ	コスブタ
ミズガンピ	オオキヌラン	オオギミシダ	コウトウシュウ カイドウ	ミズオオバコ
ゴバンノアシ	サキシマスケロ 克蘭	キクシノブ	ヒルギモドキ	ホンゴウソウ
サキシマツツジ	チケイラン	ヒロハミヤマノ コギリシダ	ヒメノボタン	ヤエガヤ
セイシカ	ホザキヒメラン	ハンコクシダ	ケミズキンバイ	トキワススキ
タイワンヤマツ ツジ	ヤエヤマクマガ イソウ	アミシダ	ウスゲチョウジ タデ	コモロコシガヤ
シマソケイ	アリサンヨウラ 克蘭	ミゾシダ	ホザキノフサモ	コウボウシバ
トゲミノイヌチ シャ	ヒメカ克蘭	ラハオシダ	モミジチドメ	ホウキガヤツリ
オオニンジンボ ク	カ克蘭	マキノシダ	ヒメウマノミツ バ	オニクグ

	タイワンツクバ ネウツギ	コウトウシラン	オトメシダ	ヤエヤマヤマボ ウシ	スナハマスゲ
	キクバイズハハ コ	イリオモテムヨ ウラン	クルマシダ	シマイワカガミ	カガシラ
	コケセンボンギ ク	イリオモテラン	ヒメシシラン	カラタチバナ	ミスミイ
	ヒメカモノハシ	アコウネッタ イラン	シナノキシノブ	イソマツ	トクサイ
	アリサントマツ リスゲ	ヤクシマネッタ イラン	タカウラボシ	オキナワソケイ	ツクシテンツキ
植物	リュウキュウヒ エスゲ	カゲロウラン	ヒメウラボシ	ヒメシロアサザ	チャイロテンツ キ
	オオホウキガヤ ツリ		アカウキクサ	シマアケボノソ ウ	ウナズキテンツ キ
	ヒメホウキガヤ ツリ		ナンゴクデンジ ソウ	ゴムカズラ	イシガキイトテ ンツキ
	コウシュンスゲ		タイワントリア シ	ホウライアオカ ズラ	ハナシテンツキ
	カヤツリマツバ イ		ヤエヤマラセイ タソウ	アツバアサガオ	クロタマガヤツ リ
	トモエバテンツ キ		キイレツチトリ モチ	オオバケアサガ オ	ネビキグサ
	ヒメハブカズラ		オモロカンアオ イ	オオバハマアサ ガオ	ミクリガヤ
	スイシャホシク サ		ミズヒキ	リュウキュウチ シャノキ	トラノハナヒゲ
	シロシャクジョ ウ		カラコンテリギ	ナンバンルリソ ウ	サンカクイ
	ルリシャクジョ ウ		キンミズヒキ	ヒルギダマシ	ナガボフトイ
	エンレイショウ		タイワンウラジ	ルゾンハマクサ	ホソバシンジュ

キラン		ロイチゴ	ギ	ガヤ
キバナシュスラ ン		ヤエヤマネムノ キ	ヤエヤマハマゴ ウ	オキナワホシク サ
タネガシマムヨ ウラン		ガランピネムチ ヤ	ヤエヤマジュウ ニヒトエ	タヌキアヤメ
ナリヤラン		リュウキュウカ ワラケツメイ	クラルオドリコ ソウ	コショウジョウ バカマ
クスクスラン		ナハキハギ	ユキミソウ	オオシロショウ ジョウバカマ
マメヅタラン		モダマ	ゴマクサ	ボウラン

様式第1号(第2条関係)

(第1面)

行 為 (変 更) 届 出 書

年 月 日

石 垣 市 長 様

住所.....

届出者 氏名(署名又は記名押印).....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

☐景観法第16条第1項
☐石垣市風景づくり条例第16条、第20条
☐石垣市自然環境保全条例第16条

}の規定に基づき関係図書を添付して届け出ます。

行 為 の 目 的					
行 為 の 場 所	地 名 地 番	石垣市		番地 他 筆 面 積	m ²
	地 目	現 況 地 目		施工面積	m ²
	用 途 地 域	☐ 用途地域内 (名称:) ☐ 無指定			
	他 法 令 の 地 区 指 定 等 の 状 況	農振法・農地法・森林法・自然公園法・風致地区 その他() 公共投資の有無 ☐ 有 ☐ 無 公共投資の事業名			
行 為 の 期 間		着手 年 月 日		完了 年 月 日	
届出内容の 照 会 先	住 所				
	氏 名				
	電 話	()	FAX	()	
基 本 風 景 域 と 風 景 地 区 名 称	☐ 自然風景域	☐ 八重の山並 ☐ サンゴの海浜 ☐ ヒルギの河口・湿地			
	☐ 農村風景域	☐ 農用地 ☐ 岡(むり) ☐ 集落			
	☐ 市街地景観域	☐ 伝統的町並み形成 ☐ 山並眺望形成 ☐ 臨海市街地 ☐ にぎわい漁港 ☐ わくわくみなと交流 ☐ 中心商業地 ☐ ふれあい近隣商業 ☐ 390バイパス沿道 ☐ シンボルロード沿道 ☐ 公共空間形成 ☐ 平得・真栄里・南大浜 ☐ 観音堂風景			

※行為の着手可能日		※ 年 月 日 (この期日は、景観法による着手可能日です。他法令の許認可等が必要な場合は、全てをクリアしてから着手してください。)	
※事前協議	※受理欄	※受付欄	(注意事項) 1 ※欄は記入しないでください。 2 提出部数は正・副1部ずつ、合計2部とします。
	※受理番号	※受付番号	

(第2面)

行為の種類	☐ 建築物	新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替 外観に係る色彩の変更
	☐ 工作物	新設・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替 外観に係る色彩の変更
	☐ 開発行為	区画の変更・形の変更・質の変更
	☐ 土地の形質の変更	切土・盛土・その他()
	☐ 鉱物の採掘	土石・砂類・その他()
	☐ 樹木の伐採	樹種() 樹齢(約 年) 樹高(m)
	☐ 物件の堆積	貨物コンテナ等・建築用資材類・廃棄物及び再生資源類 土砂、砂利類・その他()
	☐ 夜間の照明	建築物・駐車場・その他()

建築物の概要	主 要 用 途				構 造	造一部 造	
	最 高 の 高 さ		m		階 数	地上 階 地下 階	
	敷 地 面 積		m ²	有 効 空 間 の 割 合		%	
	建 築 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	延 べ 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	建 築 設 備		高架水槽 (□なし □遮蔽) その他の設備(□なし □遮蔽 □その他())				
	色彩の変更部分とその面積		面積 m ²				
	仕上材	屋 根		色 彩	屋 根		
		外 壁			外 壁		
工物の概要	種 類						
	高 さ		m (地上からの高さ m)				
	構 造		造 一部 造				
	築 造 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	敷 地 面 積		m ²				
	仕 上 材				色 彩		
	色彩の変更部分とその面積		面積 m ²				

(第3面)

開発行為の概要	開発区域の面積	m ²	緑地率	%
	行為後ののり面の最高の高さ	m		
	行為の目的	住宅 (区画) (最小区画面積 m ²) その他 ()		
	行為の内容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
土地の形質の変更の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為後ののり面の最高の高さ	m		
	行為の目的			
	行為の内容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
鉱物の掘採の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容	採取量 (m ³) その他 ()		
樹木の伐採の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容			
	伐採率	%		
物件の堆積の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容			
夜間照明の概要	行為の目的			
	行為の内容			

- (注) 1 行為の種類欄は、該当事項の□にレ、該当項目を○で囲んでください。
 2 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
 (例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)
 3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください。(色相、明度、彩度を記入)
 4 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。
 5 この届出書には、届出の根拠となる条例に規定されている添付図書を添付してください。
 なお、石垣市風景づくり条例施行規則別表第1及び石垣市自然環境保全条例施行規則別表第1に掲げる図書のうち同一の図書は省略できます。

様式第2号(第3条関係)

行 為 許 可 申 請 書 (特別地区)					
石垣市長 様				年 月 日	
				申請人 住所	
				氏名又は名称 印	
				電話() ー 番	
石垣市自然環境保全条例第20条の規定により、特別地区内における行為の許可を得たいので、下記のとおり申請します。					
行 為 の 種 類		1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 土地の造成、開墾その他土地の形質の変更 3 河川等の水位又は水量に影響を及ぼす行為 4 木竹を伐採し、又は損傷する行為 5 鉱物の掘採、又は土石の採取 6 広告物その他これに類するものを掲示又は設置 7 海面を埋め立て、又は干拓する行為			
行 為 の 目 的					
現 況	場 所	石垣市 番地 他 筆		面 積	m ²
	地 目		現況地目	施工面積	m ²
法規制状況					
その他特記事項					
期 間	着 手	年 月 日		完 了	年 月 日
※ 受付番号	年 月 日 第 号				
※ 許可に附した条件					
※ 許可番号	年 月 日 第 号				

(注) ※欄は、記入しないこと。

様式第3号の1(第6条関係)

土地所有者等関係権利者同意書 開発行為者氏名又は名称 開発区域に含まれる地域の名称 上記に係る開発行為の施工については、異議がないので同意します。					
権利の対象物	所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名	印
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		
()			年 月 日		

(注)1 「権利の対象物」欄は、土地、建築物等、括弧内には地目、用途等を記入すること。
2 「権利の種類欄」は、所有権、賃借権その他の権利を記入すること。

様式第3号の2(第6条関係)

自 治 組 織 等 同 意 書

年 月 日

石垣市長 様

自治組織等の名称

代表者

印

事業者から事業の趣旨、計画概要等の説明を受け、検討した結果、下記の事項について
同意します。

記

- 1 同意する開発行為の名称
- 2 場所
- 3 附帯条件

様式第3号の3(第6条関係)

利 害 関 係 者 同 意 書

年 月 日

石垣市長 様

住 所

氏 名

印

事業者から事業の趣旨、計画概要等の説明を受け、検討した結果、下記の事項について
同意します。

記

- 1 同意する開発行為の名称
- 2 場所
- 3 附帯条件

様式第4号(第14条関係)

(表)

↑ 6 cm ↓	第 号
	身 分 証 明 書
	所属 氏名
	上記の者は、石垣市自然環境保全条例第33条の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。
	年 月 日
	石垣市長 印
	←-----9cm-----→

(裏)

石垣市自然環境保全条例(抜粋)
(立入検査)
第33条 市長は、この条例を施行するに当たって必要な限度において、市職員に開発行為の場所又は事業主若しくは工事施工者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、工事の実施状況、工事に関する図書、付随する建築物又は特定工作物その他の図書を検査させ、若しくは当該関係者に質問をし、意見を聴取させることができる。
2 前項に規定する立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第5号(第15条関係)

開発行為同意許可済標識

※	石垣市自然環境保全条例に基づく同意許可済	
※	年 月 日	
※	番 号	
※	を受けた者の氏名又は名称	
	工事施工者の氏名又は名称	
	開発区域の地番及び区域の名称	
	工事監理者の氏名又は名称	
	主任技術者の氏名	
	工事の予定期間	

- (注) 1 ※欄は、同意又は許可の区別を記載すること。
2 表示板の規格は、縦40cm以上、横60cm以上とする。
3 白地に黒字で記載すること。
4 開発区域の地番は、開発区域が多筆にまたがる場合は、その代表地番又は区域の中心地番を記載すること。

様式第6号(第16条関係)

地位承継届出書	
年 月 日	
石垣市長 様	
承継人 住所 氏名又は名称 印 電話() ー 番	
石垣市自然環境保全条例施行規則第16条の規定により、地位を承継したいので、 下記のとおり届け出ます。	
※ 同意・許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
被 承 継 人 の 住 所 氏 名 又 は 名 称	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
承 継 す る 事 業 概 要	
債 権 ・ 債 務 の 承 継 内 容	
承 継 人 の 資 本 金	
その他特記事項	

(注) ※欄は、同意又は許可の区別を記入すること。

添付書類

- 1 経歴書又は経営報告書
- 2 当該事業の資金計画書及び監理計画

様式第7号(第17条関係)

変 更 申 請 書	
年 月 日	
石垣市長 様	
申請人 住所 氏名又は名称 印 電話() — 番	
石垣市自然環境保全条例施行規則第17条の規定により、次のとおり事業計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。	
※ 同意・許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 名 称	
場 所	石垣市 番地 他 筆 m ²
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
その他特記事項	

(注) ※欄は、同意又は許可の区別を記入すること。

添付書類

- 1 変更した事業計画書
- 2 当該事業の資金計画書及び監理計画
- 3 工事完成保証人

様式第8号(第18条関係)

工 事 届 出 書	
年 月 日	
石垣市長 様	
届出人 住所 氏名又は名称 印 電話() — 番	
石垣市自然環境保全条例施行規則第18条の規定により、下記のとおり(着手、中止、再開、完了)しますので、届け出ます。	
同意・許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
場 所	石垣市 番地 他 筆 m ²
工事(着手、中止、再開、完了)の年月日	年 月 日 中止の場合の中止期間 (～ 年 月 日)
工事を中止し、又は再開する理由	
工事 施 工 者	住 所
	氏 名 又 は 名 称
	連 絡 場 所 電話()
工事 施 工 者	住 所
	氏 名 又 は 名 称
	連 絡 場 所 電話()
その他特記事項	

(注) 本文及び各欄は、該当項目を○で囲むこと。

- 1 工程表及び個々の法令に基づく許認可書の写しを添付すること。
- 2 法令等により定めのあるものは、それぞれ所定の様式による。

様式第9号(第19条関係)

開 発 行 為 廃 止 届 出 書 年 月 日 石垣市長 様 届出人 住所 氏名又は名称 印 電話() 一 番 石垣市自然環境保全条例施行規則第19条の規定により、下記のとおり開発行為を廃止しますので、届け出ます。	
同意・許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
場 所	石垣市 番地 他 筆 m ²
開発行為廃止予定年月日	年 月 日
廃 止 す る 理 由	
廃止に伴う今後の措置	
今 後 の 土 地 の 取 扱 い	
※受付年月日及び受付番号	年 月 日 第 号

(注) 各欄の該当項目を○で囲むこと。※欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 事業の廃止に係る既着手区域を明示した図面
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業廃止に伴う従前の公共施設の回復計画
- 4 事業の廃止に伴う防災工事計画書
- 5 位置図

様式第10号(第20条関係)

保 全 種 捕 獲 ・ 採 取 届 出 書				
年 月 日				
石垣市長 様				
申請人 住所				
氏名又は名称(署名又は記名押印)				
電話() — 番				
石垣市自然環境保全条例第28条の規定により、保全種捕獲・採取の承認を得たいので、 下記のとおり申請します。				
目 的				
捕獲及び採取 の場所	石垣市 番地			
保全種の種類				
捕獲及び採取 量				
捕獲及び採取 の方法				
法 規 制 状 況				
予 定 期 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
※ 受付番号	年 月 日 第 号			
※ 承認に附 した条件				
※ 承認番号	年 月 日 第 号			

(注) ※欄は、記入しないこと。

様式第11号(第21条関係)

保 全 種 捕 獲 ・ 採 取 承 認 書 承認番号 第 号 年 月 日 石垣市自然環境保全条例第28条の規定により、下記条件により保全種の捕獲・採取を承認する。 石 垣 市 長 印	
承認を受けた者の氏名又は名称	
実施する者の氏名又は名称	
捕獲及び採取の場所	石垣市 番地
捕獲及び採取の量	
捕獲及び採取の方法	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の条件	

様式第12号(第22条関係)

原 状 回 復 等 報 告 書	
年 月 日	
石垣市長	様
報告者 住所	
氏名又は名称	印
電話()	— 番
石垣市自然環境保全条例第34条第3項の規定により、下記のとおり原状回復等の措置を とりましたので報告します。	
同意・許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
場 所	石垣市 番地 他 筆 m ²
原 状 回 復 等 の 措 置 の 内 容	
その他特記事項	

(注) 各欄の該当項目を○で囲むこと。

添付書類

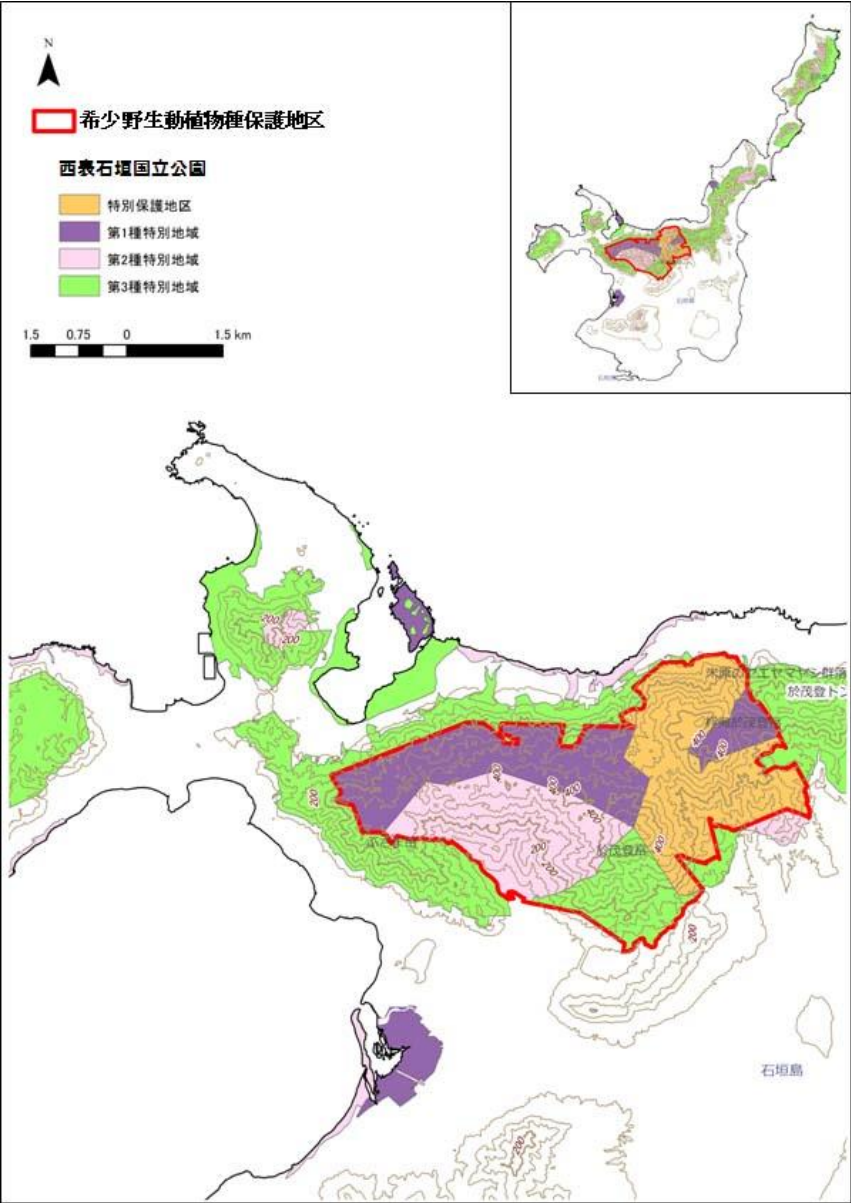
- 1 自然環境保全計画に基づく防災工事計画
- 2 原状回復等の措置及び措置後の状況を示す写真

様式第13号(第28条関係)

土 地 等 買 取 希 望 申 出 書				
年 月 日				
石垣市長 様				
申出人 住所				
氏名又は名称(署名又は記名押印)				
電話() — 番				
石垣市自然環境保全条例第37条の規定により、下記の土地等の買取りを希望する旨を申し出ます。				
買取りを希望する権利の種類及び内容	種 類		内 容	
土 地 に 関 す る 事 項	所 在 地			
	地 目		地 積	m ²
	所有者の住所氏名			
土地の地上権又は賃借権に関する事項	内 容			
	当該権利を有する者の住所氏名			
上記以外の権利に関する事項	種 類		内 容	
	当該権利を有する者の住所氏名			
当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項	所 在 地		用 途	
	構 造		面 積	m ²
	当該権利を有する者の住所氏名			
買 取 希 望 額				

- (注)1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

別図第1(第29条関係)
(平27規則13・追加)



様式第1号(第2条関係)

(平19規則20・全改、令2規則4・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号の1(第6条関係)

様式第3号の2(第6条関係)

様式第3号の3(第6条関係)

様式第4号(第14条関係)

様式第5号(第15条関係)

様式第6号(第16条関係)

様式第7号(第17条関係)

様式第8号(第18条関係)

様式第9号(第19条関係)

様式第10号(第20条関係)

(令2規則4・一部改正)

様式第11号(第21条関係)

様式第12号(第22条関係)

様式第13号(第28条関係)

(令2規則4・一部改正)